

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 6 年度
計画主体	嘉島町

## 嘉島町 鳥獣被害防止計画

### <連絡先>

担 当 部 署 名	嘉島町農政課
所 在 地	熊本県上益城郡嘉島町上島 5 3 0 番地
電 話 番 号	0 9 6 - 2 3 7 - 1 1 1 1
F A X 番 号	0 9 6 - 2 3 7 - 2 3 5 9
メ ー ル ア ド レ ス	<a href="mailto:nousei@town.kashima.kumamoto.jp">nousei@town.kashima.kumamoto.jp</a> <a href="mailto:nousei@town.kumamoto-kashima.lg.jp">nousei@town.kumamoto-kashima.lg.jp</a>

(注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。

2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、カモ類、ニホンジカ
計画期間	令和7年度～令和9年度
対象地域	熊本県上益城郡嘉島町

- (注) 1 計画期間は、3年程度とする。  
 2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。  
 3 イノシシは、イノブタを含む。以下「イノシシ」と表記する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和5年度）

鳥獣の種類	被害の現状			
	品目	被害面積 (ha)	被害量 (t)	被害金額 (千円)
イノシシ	水稻	0ha	0t	0千円
	大豆	0ha	0t	0千円
カモ類	小麦	0ha	0t	0千円
	大豆	0ha	0t	0千円
ニホンジカ	小麦	0ha	0t	0千円
	飼料作物	0ha	0t	0千円

- (注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

イノシシについての被害報告はなかったが、令和4年度に2頭の捕獲実績があり、また平成30年に1頭が集落内に棲みついたこともあり、農作業を行う農家および近隣住民にとっては不安の対象となった時期があった。

カモについては、昭和60年頃より続く麦作において長く食害を受けており、農業収入の低下をもたらしている。近年、被害報告はないが、食害防止のため、国事業により麦作農家へ黒マルチを配布し、圃場への侵入防止に活用してもらうことで被害軽減を図っている。

ニホンジカについては、緑川河川敷（高田みんなの広場公園付近）に棲みついており、令和4年度に2頭、令和5年度に1頭捕獲した。公園利用において支障の出る恐れがあり、また公道では車との接触事故の例もある。河川敷では大豆や飼料用作物が栽培されており、大豆、小麦、飼料作物（イタリアンライグラス）等について、報告までには至っていないが若干の食害が見られる。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指 標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和9年度)	軽減率
イノシシ	0ha	0ha	—
カモ類	0ha	0ha	—
ニホンジカ	0ha	0ha	—

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	有害鳥獣捕獲員による箱ワナ、くくりワナを用いた捕獲。	箱ワナによる捕獲がなかなか難しい。
防護柵の設置等に関する取組	黒マルチを用いた圃場への侵入防止策。	播種後なるべく早い段階での黒マルチ設置を徹底する。
生息環境管理その他の取組	黒マルチを用いた圃場への侵入防止策。	黒マルチにカモが慣れてくる可能性がある。

(注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。

3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

捕獲員に対して補助を行うことで捕獲従事者の意欲を確保する。また、住民への啓発により鳥獣類による被害の発生、拡大を未然に防ぐとともに、状況に応じ防護柵の設置等を検討する。県、近隣市町村との情報交換を密におこなうことで獣害の動向について注視する。

黒マルチへの慣れを防止するため、数年の間隔をおいて防鳥糸等の設置を行う。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

有害鳥獣捕獲員 1名の任命
---------------

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

#### (2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
7	イノシシ、ニホンジカ	・有害鳥獣捕獲員による捕獲。 ・捕獲員に対する補助 ・わな設置に関する安全喚起、情報提供。
8	イノシシ、ニホンジカ	・有害鳥獣捕獲員による捕獲。 ・捕獲員に対する補助 ・わな設置に関する安全喚起、情報提供。
9	イノシシ、ニホンジカ	・有害鳥獣捕獲員による捕獲。 ・捕獲員に対する補助 ・わな設置に関する安全喚起、情報提供。

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

#### (3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
イノシシについては、過去に年間2頭の捕獲実績がある。捕獲地点は町境を挟み、山裾が広がっており、既存個体に含め越境個体も捕獲対象と考え、年間5頭を目標とする。
ニホンジカについては、過去に年間2頭の捕獲実績があり、複数頭棲息していると考えられ、農作物への被害減少のため年間5頭を目標とする。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	7年度	8年度	9年度
イノシシ	5頭	5頭	5頭
ニホンジカ	5頭	5頭	5頭

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・有害鳥獣捕獲員による通年のわな設置を継続して行う。</li> <li>・近隣町村との一斉捕獲についても振興局を通じて協議し、積極的に参加する。</li> <li>・捕獲にあたっては、適切な捕獲許可に努め、実施者に対しては事故防止に万全の対策を講じさせる。</li> </ul>

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。  
 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
特になし

(注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

#### (4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
嘉島町全域	ニホンジカ

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号。以下「法」という。)第4条第3項)。  
 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

#### 4. 防護柵の設置等に関する事項

##### (1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	7年度	8年度	9年度

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。  
 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	7年度	8年度	9年度

- (注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度 ～ 令和9年度	イノシシ カモ類 ニホンジカ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業委員会との連携により耕作放棄地の所在を把握し、藪の刈り払い等指導し、野生鳥獣の出没を抑制する緩衝帯の整備を行う。</li> <li>・広報やチラシの配布等により住民に対し被害防止対策の普及・啓発を行い、誘引物の除去を徹底する。</li> <li>・地域の住民には野生鳥獣を目撃した際の情報提供をお願いする。</li> <li>・ニホンジカについては河川敷の灌木類、茂み等の撤去により定着の阻害を図る。定期的な観測を行い定着地の特定を図る。</li> </ul>

- (注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

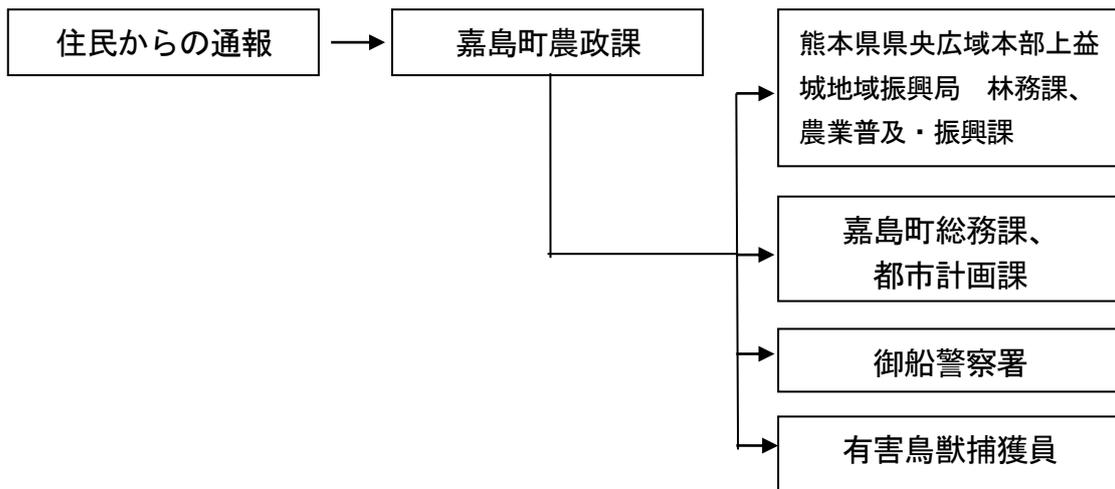
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
嘉島町農政課	関係機関への連絡、住民避難誘導 (場合により) 有害鳥獣捕獲許可
嘉島町総務課	情報収集、住民避難誘導、防災行政無線・防災メールによる町民への周知
嘉島町都市計画課環境係	情報収集、住民避難誘導
熊本県県央広域本部上益城地域振興局農林部 林務課、農業普及・振興課	情報収集 (場合により) 有害鳥獣捕獲許可
御船警察署	住民避難誘導
有害鳥獣捕獲員	捕獲

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

イノシシ、ニホンジカは自家消費又は埋設処理をする。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	該当なし (捕獲数が少ないため、利用は考えていない。)
ペットフード	該当なし
皮革	該当なし
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等での体給餌、学術研究等)	該当なし

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

該当なし

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

該当なし

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	嘉島町鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
嘉島町農政課	嘉島町の鳥獣被害対策の全般的な管理
嘉島町農業委員会	耕作放棄地の情報提供、指導
上益城農業協同組合営農部	農作物被害の把握、営農指導
熊本県農業共済組合上益城支所	農作物被害の把握、情報提供
熊本県県央広域本部上益城地域振興局農林部農業普及・振興課	鳥獣被害対策の意見、情報提供
熊本県県央広域本部上益城地域振興局農林部林務課	野生鳥獣の保護、鳥獣被害対策の意見、情報提供

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

今後鳥獣被害が深刻化するようであれば鳥獣被害対策実施隊を速やかに設置し、地域住民、関係機関と連携し、鳥獣被害防止対策を実施する。

(注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置

予定時期等について記入する。

- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

捕獲従事者となる担い手の確保のために、県が認定している認定鳥獣捕獲等事業者の活用に努める。

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

隣接市町村との情報共有、防除・捕獲技術に関する情報収集を行う。  
鳥獣による被害状況について関係機関と協力し、正確に把握する。

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。